

公 告

海上自衛隊横須賀艦隊基地隊司令
(公 印 省 略)

海上自衛隊船越地区の海上自衛隊施設において、カーシェアリングを設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 設置台数

普通自動車1台以上2台以下(決定業者との調整による。)

4 募集要項の配布要領

- (1) 期 間：令和8年7月15日(水)午前8時から、令和8年7月30日(木)午後4時45分(ただし、平日午後4時45分から翌日午前8時及び午後1時から午後2時までの間と、土日祝日を除く。)
- (2) 担 当：下記第7項「問い合わせ先」のとおり。
- (3) その他：配布は郵送、手交により行う。来隊しての配布を希望する場合は、希望日の前日午後4時45分(ただし、平日午後4時45分から翌日午前8時、午後1時から午後2時までの間と、土日祝日を除く。)までに下記「問い合わせ先」へ電話により調整をすること。

5 公募説明会及び現地確認

- (1) 日 時：令和8年8月5日(水)午前11時から
- (2) 場 所：横須賀艦隊基地隊厚生科第1厚生係庁舎2階面談室
- (3) 説明事項：募集要項、仕様書の内容
- (4) 携 行 品：募集要項、仕様書、顔写真付の身分証明書(運転免許証等)
- (5) 注意事項：ア 説明会に参加せず、資料の受領のみの受領も可とするが、現地確認を実施しない業者は、公募の参加を認めない。
イ 参加希望者は、①会社等の名称、②出席者氏名(各業者1名)、③連絡先を令和8年7月31日(金)午後4時45分(ただし、平日午後4時45分から翌日午前8時、午後1時から午後2時までの間と、土日祝日を除く。)までに電話等にて下記「問い合わせ先」へ通知すること。
- (6) そ の 他：現地確認を行う場合は、希望日時を「問い合わせ先」へ通知すること

6 その他

細部の内容は、募集要項及び仕様書による。

7 問い合わせ先

〒237-8515

神奈川県横須賀市長浦町1-43

海上自衛隊横須賀艦隊基地隊厚生科第1厚生係(担当：田口)

電話：(外線)046-822-3537 (代)046-822-3500 内線2315

(ただし、平日午後4時45分から翌日午前8時、午後1時から午後2時までの間と、土日祝日を除く。)